

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



NO.765



■武雄市 乳待坊の紅葉

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- 11月は「ねんきん月間」です..... 2
- 国民年金保険料を納めましょう! 2
- 年金受給者のみなさまへ『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう! 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 仕事中や通勤(出退勤)途中にケガをしたとき 4~5

●佐賀県社会保険協会

- 平成25年度 社会保険事務講習会のご案内 6
- 平成25年度年金シニアライフセミナー開催のご案内 7

-
- 年金相談窓口開設等のご案内 8
 - 平成25年10月から年金額が改定されました 8

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

11月はねんきん月間です

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくために、公的年金制度の普及や啓発活動をいたします。

全国的な取組

- 公的年金制度の意義や、公的年金制度と国民の皆さま方との結びつきなどについて、皆さまと一緒に考えていきたいと「わたしと年金」をテーマとして、公的年金の大切さ・関わりなど、エピソードを盛り込んだ内容で、広く国民の皆さまにエッセイをご応募いただいております。優秀作品につきましては、日本年金機構ホームページで11月下旬に発表させていただきます。

佐賀県での取組

- 会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行っていただく「年金委員(健康保険委員)」の皆様へ『**年金委員(健康保険委員)研修会**』を実施いたします。
- 次世代を担う世代の方へ、年金制度の普及・啓発活動の取組として、大学生等の方を対象にした「**年金セミナー**」を実施いたします。

●●● 国民年金保険料を納めましょう! ●●●

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

平成25年度の国民年金保険料額は、一ヶ月15,040円です。12月末日までに納めた国民年金保険料は確定申告の際、「社会保険料控除」として**全額控除の対象となり、税金の負担が軽減**されます。(ご本人分の保険料だけでなく、ご家族分の保険料を納付された場合も控除の対象となります。)

まだ納付がお済みでない方は、至急お近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

年金受給者の
みなさまへ

『扶養親族等申告書』は 期限までに提出しましょう！

老齢年金でその年に支払いを受ける年金額が一定額(※)以上の場合、
各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。

※ 65歳未満の方 年金額 **108万円** 65歳以上の方 年金額 **158万円**

そのため、配偶者控除や扶養控除等の各種控除を受けるためには、毎年「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のハガキを提出していただく必要があります。この申告書のハガキは、対象となる方へ11月上旬に日本年金機構から送付されます。

※源泉徴収の対象とならない方には、このハガキは送付されません。



この「扶養親族等申告書」を提出されなかった場合は、各種控除が受けられず、
提出された場合より源泉徴収税額が多くなることがあります。
提出期限までに忘れずに提出してください。

お問い合わせは **0570-05-1165**へ！
「ねんきんダイヤル」

佐賀県内の年金事務所へは相談内容に応じて以下の電話番号におかけください

年金事務所	相談内容	電話番号
佐賀 年金事務所	■厚生年金の加入などに関するご相談	0952-31-4192
	■厚生年金の保険料に関するご相談	0952-31-4193
	■国民年金の加入、保険料などに関するご相談	0952-31-4194
	■年金の請求手続きなどのご相談	0952-31-4191
唐津 年金事務所	■厚生年金の加入などに関するご相談	0955-72-5162
	■厚生年金の保険料に関するご相談	0955-75-3231
	■国民年金の加入、保険料などに関するご相談	0955-72-5163
	■年金の請求手続きなどのご相談	0955-72-5161
武雄 年金事務所	■厚生年金の加入などに関するご相談	0954-23-0122
	■厚生年金の保険料に関するご相談	0954-22-5546
	■国民年金の加入、保険料などに関するご相談	0954-23-0123
	■年金の請求手続きなどのご相談	0954-23-0121

仕事中や通勤(出退勤)途中でケガをしたとき

業務上の原因による病気やケガ、通勤途中に被った災害などが原因の病気やケガについては、健康保険給付は行われず、原則として労災保険の適用となります。



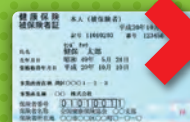
ポイント

- 仕事中・通勤途中のケガには健康保険は使えませんので労災保険への手続きを行ってください。
- 受診の際には、必ず負傷原因を伝え、労災保険扱いで受診してください。

仕事中や通勤途中に被ったケガは、労災保険の給付対象となりますので、健康保険を使用することができません。つまり、仕事中や通勤途中に被ったケガの治療については、負傷された方自身(又は会社)が労災保険と健康保険のどちらを使用するか選択することはできず、**必ず労災保険へ手続きを行っていただくことになります。**



もし、誤って健康保険証を使用した場合はどうなりますか？



協会けんぽが負担している医療費(7割)を協会けんぽへ返した後に労災保険へ請求する手続き、又は、医療機関において労災保険に切替する手続きのいずれかを必ず行わなければなりません。特に前者の手続き(医療費の7割を協会けんぽに返した後に労災保険へ請求する手続き)は、一時的に全額自費扱いとなるため、負傷された方自身にとって大きな負担になります。

そのため、医療機関で受診される際には負傷した原因を詳しく伝え、**最初から労災保険扱いで診療を受けていただくようお願いします。**



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
TEL 0952-27-0611(代表)

相談事例

例1

労災保険を使用すると 勤務先に迷惑がかかるから使いたくありません。

労災保険と健康保険のどちらを使用するかは選択できません。

なお、「**通勤途中のケガ**（通勤災害）」で労災保険を使用しても、会社が納付する労災保険料は上がりません。

また、「**工作中的ケガ**（業務災害）」の場合は一定の規模を満たした事業所のみが労災保険料に影響する場合があります。（一定の規模は事業の種類によって異なります。詳細については労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。）

例2

パート・アルバイト勤務だから 労災保険に加入していません。

労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいいます。労働者であれば、アルバイトやパートタイマー等の雇用形態・期間は関係ありません。業務災害又は通勤災害が発生したときに適用事業所に使用されていれば、権利が生じることになります。

例3

軽いケガまたは自損事故だから 健康保険を使用しようと思っています。

「**工作中または通勤途中のケガ**」であれば、ケガの程度や自損事故または相手のいる事故などの違いにかかわらず、健康保険を使用することはできません。

負傷原因の照会について

協会けんぽでは健康保険を使用してケガの治療をされた場合、

- **工作中や通勤途中でケガをされたのか**
- **第三者行為によるケガなのか**

などを判断するために、加入者様へ負傷原因を文書で照会させていただくことがあります。大変お手数ですが、照会があった際には必ずご回答くださいますようお願いいたします。



メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索

申請書は
ホームページから
印刷できます

- 医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。
- 保険証は退職日の翌日以降使用できません。退職時はすみやかに事業所へご返却ください。



平成
25
年度

社会保険事務講習会のごあんない

『障害・遺族年金とねんきんネットや電子申請について』

障害年金および遺族年金、ねんきんネットや電子申請などに関する講習を行います。

地区	平成25年	会場
武雄	11月18日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖	11月19日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
伊万里	11月26日(火)	伊万里市民センター (伊万里市松島町391-1)
佐賀	12月4日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

講師●日本年金機構年金事務所職員

●実施時間
各会場共通: 13:20受付▶13:40開始▶16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄 **50名**
鳥栖・伊万里 **30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加費 **会員事業所は無料** (但し、平成25年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催／一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催／佐賀県社会保険委員会連合会

〈キリトリ線〉

『退職者のための社会保険の手続き』

会社を退職したときの年金制度への加入や健康保険、雇用保険の手続き等について学びます。

地区	平成25年	会場
鳥栖	12月13日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津	12月17日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
武雄	12月18日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀	12月20日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

講師●社会保険労務士

●実施時間
各会場共通: 13:20受付▶13:40開始▶16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄 **50名**
鳥栖・唐津 **30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方



FAXにて
ご参加の方は
下記申込書で

社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号		
参加希望会場日時	『障害・遺族年金とねんきんネットや電子申請について』 (武雄・鳥栖・伊万里・佐賀) 会場 平成 年 月 日 ()	『退職者のための社会保険の手続き』 (鳥栖・唐津・武雄・佐賀) 会場 平成 年 月 日 ()
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒 TEL:	
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

唐津社会保険委員会 ソフトボール大会

平成25年9月29日 相知町天徳の丘運動公園
グラウンドにおいて、健康づくり事業の一環として、
第51回唐津社会保険委員会主催のソフトボール大会
(社会保険協会共催・唐津年金事務所・健康保険協会
佐賀支部後援)が唐津・伊万里地区の予選を勝ち抜
いて出場された8チームにより開催されました。

優勝 医療法人松籟会 松籟病院
準優勝 医療法人博友会 堀田病院
第3位 釘本建設株式会社
第3位 JAからつ



平成25年度

年金シニアライフ セミナー開催のご案内

佐賀県社会保険協会では、厚生年金
保険の被保険者及びその配偶者を対
象に年金制度を中心とした社会保険
全般の知識、退職後の生きがい、家庭
経済に必要な知識を提供し、充実した
シニアライフを過ごしていただくため
のセミナーを開催いたします。

実施時間
各会場共通

12:40受付
13:00開始
16:40終了

●鳥栖会場

平成26年1月18日(土)

会場/サンメッセ鳥栖 鳥栖市本鳥栖町1819

●佐賀会場

平成26年2月2日(日)

会場/マリトピア 佐賀市新栄東3-7-8

●武雄会場

平成26年1月26日(日)

会場/ニューハートピア 武雄市武雄町永島15750-1

●唐津会場

平成26年2月16日(日)

会場/唐津国民宿舎 虹の松原ホテル 唐津市 虹の松原

対象者

50歳以上の厚生年金の被保険者及び配偶者の方
健康保険委員・年金委員等 ◎特にご夫婦の参加をお勧めします

募集定員

各会場とも50名(ただし、申し込み先着順とします)
※受講決定者には後日、案内のハガキをお送り致します。

内容

退職後の健康保険・年金・雇用保険等について
ライフプランと生きがい・家庭経済等



下記の参加申込書にご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。
定員になり次第締め切ります。

●お申込みお問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

●主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会・全国社会保険委員会連合会



〈キリトリ線〉

年金シニアライフセミナー 参加申込書 FAX.0952-26-3377

参加希望会場	1. 鳥栖会場	2. 武雄会場	3. 佐賀会場	4. 唐津会場	
事業所名					
参加者氏名	(被保険者・健保・年金委員)			年齢	歳
参加配偶者氏名				年齢	歳
参加者住所	〒		参加者TEL		

※申込書にご記入して頂きました情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。

平成25年12月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2 延長相談 19時まで	3 鹿島市民会館 (予約)	4 多久市役所 (予約)	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 東庁舎 (予約)	12	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日 (完全予約)
15	16 延長相談 19時まで	17 鹿島市民会館 (予約)	18 多久市役所 (予約)	19	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23	24 基山町役場(予約) 年金事務所 延長相談 19時まで	25 有田町役場 本庁舎 (予約)	26	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30	31				

年金相談の
時間延長

週初めの開所日
17:15～19:00

年金事務所
休日相談日

県内年金事務所の休日相談日
受付時間 9:30～16:00

出張相談 完全予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:00	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
※希望される日の前日までにお申しください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

平成25年10月から年金額が改定されました。

平成25年9月までに実際に支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた経緯から、特例的に本来よりも2.5%高い水準で支払われていましたが、平成24年11月の法律改正で、平成25年10月から段階的に解消することとなり、平成25年10月分からの年金額は1%減額されることとなりました。

【年金額改定の例】

老齢基礎年金(40年間国民年金額保険料を納付された方)

平成25年9月まで
786,500円
(年額)



平成25年10月から
778,500円
(年額)

※年金額改定通知書は平成25年12月中旬頃に送付予定です。
(一部の方については、平成25年11月に送付される場合もあります。)



社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成25年11月分保険料の納付期限は平成26年1月6日(月)です。

ご注意
ください

※平成25年11月分の社会保険料計算に係る届書は12月6日(金)までに到着するようお届けください。
その後到着した場合は平成25年11月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。